

津山市倭文診療所診療等事業に係る 公募型プロポーザル実施要領

※この公募は、令和4年12月補正予算の成立を前提に募集を行うものです。

津山市こども保健部健康増進課

令和4年10月

津山市倭文診療所診療等事業に係る公募型プロポーザル実施要領

本公募型プロポーザルは、令和4年12月補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、令和4年12月補正予算の成立を前提に行う行為であり、本業務における予算が成立した場合には、該当事業者と令和5年1月に契約等を行うこととなります。あらかじめご了承ください。

1 目的

本要領は、津山市倭文診療所診療等事業に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 事業概要

- (1) 事業名称
津山市倭文診療所診療等事業
- (2) 事業内容
津山市倭文診療所における診療等事業
- (3) 事業期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日

3 提案上限額

令和5年度から令和7年度までの3年間の合計額が30,000,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）（10,000,000円/年）とする。

4 プロポーザル実施方式

公募型プロポーザル

5 スケジュール

- | | |
|------------------|---------------------|
| 令和4年10月26日（水） | ：公募開始（ホームページ及び公告板等） |
| 令和4年10月31日（月）17時 | ：質問提出締切 |
| 令和4年11月2日（水） | ：質問回答予定（ホームページ） |
| 令和4年11月9日（水）17時 | ：参加表明書提出締切 |
| 令和4年11月10日（木） | ：参加資格審査結果通知書送付予定 |
| 令和4年11月14日（月）14時 | ：現地説明会 |
| 令和4年11月24日（木）17時 | ：企画提案書等の提出締切 |
| 令和4年11月28日（月） | ：審査（プレゼンテーション審査） |
| 令和4年12月20日（火） | ：審査結果の通知及び公表 |

6 応募資格

(1) 応募資格条件

津山市内で運営実績のある医療機関（以下「法人申請」という。）又は、津山市内の医療機関で勤務実績があり、倭文診療所での診療等事業を実施できる医師免許を有する者（以下、「個人申請」という。）

(2) 応募者の制限

- ①地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ②津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成25年津山市告示第85号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。また、指名停止要綱に基づく指名停止等の基準に該当していないこと。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑤国税及び岡山県税、津山市税及び申請者の属する都道府県税及び市町村税を滞納している者でないこと。

7 施設及び備品等の利用条件

- (1) 津山市所有の倭文診療所の土地・建物は、無償で使用することができる。
- (2) 津山市が設置した医療機器及び備品等（以下「市所有備品等」という。）の利用は、無償とする。（仕様書別記3備品リスト参照）ただし、修理に要する経費は、事業者の負担とする。
- (3) 市所有備品等以外で、事業実施上必要なものは、事業者が用意すること。

8 事業実施条件

- (1) 倭文診療所事業実施に際し、下記の要件を満たすこと。
 - ①診療科目について
 - ・外来内科診療を必須とすること。
 - ②診療日について
 - ・外来診療日は週3日以上とし、診療時間は1日3時間以上とすること。
- (2) 令和5年4月1日より事業を開始すること。ただし、津山市が行う施設修繕等により遅れが生じた場合はこの限りでない。
- (3) 事業実施期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日とする。
- (4) 地域の医療・福祉及び市民サービスの向上に努めること。
- (5) 健康づくり及び衛生思想の普及に努めること。
- (6) 周辺地域・住民との融和を常に意識し業務を実施すること。

(7) 契約後の光熱水費等公共料金及び、施設の修繕等の経費については、原則経費で賄うものとする。ただし、災害等により修繕が必要となった場合については市の負担とする。

引き渡しから開業までの間における上記費用の負担については、別途協議を行うものとする。

※経費の例

電気料，上下水道料，電話料，施設関係委託料（清掃料，警備料，消防設備点検料，電気工作物点検料，自動ドア点検料等）

9 倭文診療所の見学

(1) 見学日（予定）

令和4年11月14日（月）午後2時～

倭文診療所 駐車場集合

(2) 留意事項

①見学は、参加資格を有する事業者のみ参加できる。また、審査上、見学への参加の有無は考慮しない。

②参加を希望する事業者は、令和4年11月11日（金）午後1時00分までに健康増進課に電話（0868-32-2069）で連絡すること。

③見学会参加者数は、1事業者につき3名までとする。

10 実施要領等に関する質問の受付・回答

(1) 質問の提出方法

津山市倭文診療所診療等事業に係る公募型プロポーザル実施要領に関する質問書（様式1号）により、必要事項を記入し、FAXにて提出すること。FAX以外の方法による質問は受付しない。

(2) 受付期間

令和4年10月26日（水）～令和4年10月31日（月）17時まで（必着）

(3) 質問の宛先

津山市こども保健部健康増進課 宛

FAX 番号（0868）32-2161

(4) 質問に対する回答

津山市こども保健部健康増進課のホームページにて公表

(5) 回答日時

令和4年11月2日（水）予定

11 参加申込・参加承認

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び津山市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

①参加表明書（様式 2号）

- ②津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式 4号）
- ③国税及び岡山県税、津山市税及び申請者の属する都道府県税及び市町村税の納税証明書等の写し（提出日において発行の日から1箇月以内に税務署、県民局及び津山市他市町村が発行したもの）
- ④法人申請の場合は、登記事項証明書（現在事項証明）の写し（提出日において発行の日から3箇月以内に発行されたもの）
- ⑤個人申請の場合は、身分証明書の写し
- ⑥個人申請の場合は、医師免許証の写し
- ⑦法人申請の場合は財務諸表の写し（直近決算のもの）
- ⑧法人申請の場合は運営実績書（法人の概要書、パンフレット等でも可。）、個人申請の場合は勤務履歴がわかる履歴書等

《提出書類一覧表》

提出書類	法人申請	個人申請
①参加表明書（様式 2号）	○	○
②津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式 4号）	○	○
③国税及び岡山県税、津山市税及び申請者の属する都道府県税及び市町村税の納税証明書等の写し（提出日において発行の日から1箇月以内に税務署、県民局及び津山市他市町村が発行したもの）	○	○
④登記事項証明書（現在事項証明）の写し（提出日において発行の日から3箇月以内に発行されたもの）	○	—
⑤身分証明書の写し	—	○
⑥医師免許証の写し	—	○
⑦財務諸表の写し（直近決算のもの）	○	—
⑧津山市内での運営実績がわかるもの（法人の概要書、パンフレット等でも可。）、個人申請の場合は勤務履歴がわかる履歴書等	○	○

(2) 提出期間

令和4年10月26日（水）から令和4年11月9日（水）17時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出場所

津山市こども保健部健康増進課

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地

TEL (0868) 32-2069 FAX (0868) 32-2161

(5) 参加承認

FAX及び郵送にて、令和4年11月10日（木）に参加の可否を送付する。

12 企画提案書提出期限及び作成方法等

(1) 提出書類

応募申請書（様式 5号）に企画提案書を添付し，提出すること。

《提出書類一覧表》

提出書類	法人申請	個人申請
①応募申請書（様式 5号）	○	○
②企画提案書（任意様式で可）	○	○
③ヒアリング出席者届出書（様式 6号）	○	○

(2) 提出期間

令和4年11月10日（木）から令和4年11月24日（木） 17時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお，期限を過ぎて到着，持参したものについては受付しない。

(4) 提出部数

7部（正本1部・副本6部）

(5) 提出場所

津山市こども保健部健康増進課

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地

TEL (0868) 32-2069 FAX (0868) 32-2161

(6) 作成方法

①書式

原則としてA4版白色系の用紙（再生紙可）を用いて次の作成例に基づきパソコンで作成し，黒色文字，横書き，左綴じとしてページ番号を付けること。ただし，記載内容に応じて任意の様式も可能とする。

また，表紙を除く，15ページ以内とする。

【作成例】

《表紙》	《次ページ以降》
<p style="text-align: center;">津山市倭文診療所 診療等事業に関する企画提案書</p> <p style="text-align: center;">応募事業者名等</p>	<p>1. 経営理念等 当医療法人の経営理念については、.....</p> <p>2. 組織体制・財務基盤 組織体制については..... 財務基盤については.....</p> <p>3. 事業方針</p> <p style="text-align: right;">《ページ番号》</p>

②内容

審査は、津山市倭文診療所診療等事業審査基準（資料5）に基づき行うこととなるので、審査基準の各項目、各視点に対する応募事業者の現況、計画、方針、考え方などを簡潔明瞭に記載すること。

13 審査方法

公募型プロポーザル方式により選考する。

- (1) 候補事業者は、津山市倭文診療所診療等事業プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の審査内容に基づき、審査委員会が決定する。
- (2) 選考方式は、書類審査並びに代表者のプレゼンテーション及びヒアリング審査（審査基準に関する提案内容）とし、審査委員会委員が各自評価・採点する。
- (3) 審査委員会委員の評価点の合計が最低基準（満点（100点×評価者数）の6割）以上となった応募事業者のうち、評価点が最も高いものを候補事業者（優先交渉権者）として選定する。なお、応募が1事業者であった場合でも、評価得点が最低基準以上となる場合は候補事業者となる。
- (4) 選考結果は、すべての応募事業者に書面で通知する（12月20日（火）を予定）。
この場合において、候補事業者として決定されなかった事業者がその理由について説明を求められることができる期間は、通知を受けてから7日以内とする。
- (5) 選考の結果、適切な候補事業者がない場合又は応募者がいない場合は、候補事業者なしとした上で再募集する。

14 審査基準及び配点

本プロポーザルは別表の審査基準に基づき審査する。

15 プレゼンテーション及びヒアリング審査

企画提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

(1) 実施時期及び場所

別途通知する。(令和4年11月28日(月)を予定)

(2) 実施時間

30分程度

プレゼンテーション20分以内(厳守)
質疑応答10分程度

(3) 出席者

3名までとする。

(4) 機器を使用する場合は、応募事業者において準備すること。ただし、スクリーンは会場備え付けのものを使用することができるので、希望する場合は事前に申し出ること。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングの順番

応募申請受付順とする。なお、辞退者が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対処する。

16 実施要領等の公表

(1) 公表方法

本件の事業に関する実施要領等の資料は、津山市こども保健部健康増進課ホームページにおいて公表する。

(2) 公表書類

①実施要領 本書

②仕様書

③津山市倭文診療所診療等事業者審査基準

17 審査結果

(1) 通知方法 審査結果は書面により通知する。

(2) 通知時期 令和4年12月20日(火) 予定

なお、候補者として決定されなかった者が、その理由の証明を求めることのできる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

18 契約等

最優秀提案者と、契約等に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに手続きを行う。

なお、協議により、最優秀提案者と契約等ができない場合は、次点者と契約等について協議するものとする。

19 情報公開

審査結果は、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）
- (2) 評価順位及び点数
- (3) 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

20 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

21 その他

- (1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。

- (2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式7）により、辞退の旨を担当課あてに提出すること。

- (3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示した、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ プレゼンテーションを欠席した場合

カ 見積上限額を超えた見積の場合

キ 審査基準で設定する最低基準点を下回った場合

- (4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、事業者を選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要とする場合は、あらかじめ事業者に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (5) 最優秀者の評点が同点の場合においては、くじ引きにより候補者を決定する。
- (6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容が不明を理由として、異議を申し

立てることはできない。

22 問合せ先

津山市こども保健部健康増進課

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地

TEL (0868) 32-2069 FAX (0868) 32-2161

mail:kenkou@city.tsuyama.lg.jp

担当者：坂元、藤井